



消費生活サポーターだより No.77

令和7年8月

長野県消費生活サポーターの皆様、こんにちは。

残暑厳しき折、皆さまお変わりございませんでしょうか。

いつもご協力をいただきありがとうございます。

今月は、「災害に便乗した悪質商法にご用心！」 「太陽光発電設備の点検は義務ですか？」 「不審な電話が増えています。」 を掲載しました。皆様の活動にぜひご活用ください。

知っておきたい役立つ情報

◎災害に便乗した悪質商法にご用心！

災害の多発する時期です。災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生します。悪質商法は大きな被害のあった地域だけが狙われるとは限りませんので、注意が必要です。

○点検商法の事例

・突然事業者が来訪し「お宅の屋根瓦がずれているのが見えた。地震の影響かもしれない。」と言われ点検を依頼したところ、「放置すると雨漏りがして大変だ」と言われ、60万円の屋根工事の契約をしてしまった。

○保険金を口実にした勧誘

・台風の後片付けをしていたら、業者が来訪し、損害保険を使って無料で雨どい修理ができる、経年劣化で壊れたものも保険でできると言われた。

○義援金詐欺

・市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し、義援金を求められた。

●トラブルにあわないために

- ①突然訪問してきた業者には安易に点検させない。家に入れない、屋根に上らせない。
- ②屋根工事はすぐに契約せず、十分に比較・検討する。
- ③保険金を利用できるというトークには気をつける。加入先保険会社に尋ねましょう。詐欺になることも！
- ④訪問販売としてクーリングオフ等できる場合もあるので、消費生活センターに相談する。
- ⑤公的機関が、電話や訪問等で義援金を求めることはありません。

詳しくは、国民生活センターHP https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/disaster.html

◎太陽光発電設備の点検は義務ですか？

太陽光発電設備は設備を安全に管理することが所有者に義務付けられています。設備を効率的に安全に利用するためには、定期的な点検が重要ですが、いきなり訪問して「点検が義務化された」と契約を迫るセールストーク、点検商法には、安易な契約をせず、慎重に対応してください。トラブルの相談が全国でも県内でも急増しています。

ご自宅の設備の点検について、まずは設置時の書類を確認し、販売店・施工店またはメーカーに確認しましょう。

詳しくは、国民生活センターHP

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250604_1.html#gyoukai

◎不審な電話が増えています。

知らない番号からの電話は不審な電話の恐れがありますので、調べずに折返し電話などしないよう慎重に！万が一出てしまった場合も個人情報絶対に伝えない。自動音声ガイダンスが流れたら、聞かずにすぐに電話を切ってください。

+が付いている着信電話番号は、国番号で、国際電話です。心当たりのない国際電話は詐欺の可能性が高いため、電話に出ない、出てもすぐに切る、折返し電話はしない、と周囲の方へもお伝えいただけますと幸いです。

詳しくは、国民生活センターHP https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250806_2.html

長野県からのお知らせ

◎令和7年度長野県消費者大学（オンライン講座）を開校しますので、ご案内ください。

- 実施方法 …… オンライン講座 4 回・集合対面講座 1 回（11/29 松本合同庁舎）
（オンデマンド配信予定）
- 対象者 …… 18 歳以上で長野県内に在住の方（定員 100 名になり次第締切）
- 講座の内容 …… ・消費者問題の基礎知識・最近の消費者被害の傾向と対策
・食品表示を活用した買い物のポイント・エシカル消費～思いやりの買物～
・若年者の消費生活問題・中高年の消費生活問題 など
- 日程等 …… 10 講座（1 日 2 講座）
令和 7 年 10/18(土),11/1(土),11/15(土),11/29(土),12/13(土)
- 受講料 …… 無料（会場までの旅費・通信に要する費用は受講者負担となります。）
- 申込み方法等 …… 詳細については、下記長野県ホームページ（「消費生活情報」サイト）をご覧ください。
9 月上旬から閲覧可能です。 <https://www.nagano-shohi.net/>

◎身近なかたへのお声かけをお願いします。…借金問題でお困りの方に多重債務相談会をご案内ください。

長野県ではクレジットカードやローンで返済等が困難になった方を対象に無料多重債務相談会を県内 4 カ所で実施します。弁護士または司法書士が無料で 1 時間程相談に応じ、解決方法をアドバイスします。相談は完全予約制です。相談内容等に関する秘密は守られますので、安心してご相談ください。

○日程・会場（各日 10:00～17:00 時間予約制）

- ・令和 7 年 10 月 29 日(水) 松本合同庁舎 ・令和 7 年 10 月 30 日(木) 上田合同庁舎
- ・令和 7 年 11 月 6 日(木) 飯田合同庁舎 ・令和 7 年 11 月 18 日(火) 長野県庁

○相談方法 4 カ所の会場において、弁護士または司法書士が相談に応じます。

事前予約制となりますので、長野県消費生活センター（相談専用 0263-40-3660）へ、相談者本人が直接電話にてお申し込みください。予約は、9 月 5 日(金)よりとなります。（8:30～17:00 の間・土日祝日を除く）

※ お急ぎの方には弁護士会のクレサラ無料法律相談をご案内しますので、ご相談ください。

◎関東甲信越地方が共同で高齢者の悪質商法被害防止に重点的に取り組みます！

高齢者の悪質商法被害防止リーフレットを作成しました。

本年度も、見守りの大切さや相談窓口の周知を図るため高齢者悪質商法被害防止のリーフレット・ポスターを作成し、高齢者関連施設・市町村等に配布します。リーフレット・ポスターの画像等詳細は長野県ホームページ（「消費生活情報」サイト）に近日中に掲載いたします。サポーターの皆様にも消費者被害防止や見守り活動等の参考となる内容となっておりますのでぜひご覧ください。

長野県ホームページ「消費生活情報」サイト <https://www.nagano-shohi.net/>

長野県消費者被害防止啓発キャラクター

もシカっち



しあわせ  信州
山々と育む すこやかな国

長野県消費生活センター 担当：古川・宮崎
電話：0263-87-7270 FAX: 0263-40-3701
Eメール：c-shohi@pref.nagano.lg.jp